

福祉サービスに関する法人税課税問題検討委員会 運営要綱

第1条（目的）

福祉サービスに関する法人税課税問題検討委員会（以下、当委員会という）の目的は次の3つとする。

- （1）福祉サービス事業に関する法人税課税問題に関する調査研究
- （2）研究成果の情報提供
- （3）会員からの要望に対する助言

第2条（設置）

当委員会は、NPO法人会計税務専門家ネットワーク（以下、@PROという）の機関として、理事会の承認を得て設置する。その廃止も同様とする。

第3条（期間）

当委員会は、@PROの常設機関として、理事会において廃止の決議がなされるまでは存続する。

第4条（事業内容）

当委員会は、第1条の目的に照らし、以下の事業を行う。

- （1）福祉サービス事業に関する法人税法等の研究。これには判例、裁決、学説等も含む。
- （2）福祉サービス事業の制度の研究
- （3）福祉サービス事業を行っている法人の実態調査
- （4）研究成果の報告
- （5）会員から提出された個別案件に対する助言等
- （6）その他上記に付随する事業

第5条（委員）

1 事務局長は、会員の自薦または推薦により委員候補を選定して理事会に提案し、理事会は審議の上、候補の中から委員を選任する。

2 委員は無報酬とする。ただし交通費等の実費は@PROが負担する。

3 特に必要がある場合は、会員外の有識者などを委員とすることができる。

4 委員の定員は20名以下とする。

第6条（委員長及び任期）

1 委員長は理事の中から理事会が選任し、委員長は委員の中から副委員長2名を選任する。

2 委員、委員長、副委員長の任期は@PROの事業年度と同一とし、毎年、7月開催の理事会で選任するが、再任することができる。

第7条（事業計画及び予算）

1 当委員会は毎年事業計画をたて、その年度において実施すべき個別テーマを選定する。その個別テーマの選定に関しては、@PROの理事会の承認を要する。

2 交通費、印刷費、会場費、講師謝金等の実費に関して、事務局長が毎年予算を作成し、委員会の事業計画とともに、@PRO全体の事業計画、予算に含めて理事会の承認を得るものとする。

第8条（事業報告及び決算）

事務局長は事業年度終了後すみやかに、事業報告と決算報告を作成し、@PRO全体の事業報告、決算に含めて理事会に提出して、承認を得るものとする。

第9条（研究成果等の報告）

当委員会は第7条において決定した個別テーマについて研究成果等が得られた場合は、すみやかに@PRO理事会に報告する。

第10条（会員への情報提供等）

個別テーマの研究成果等の会員への情報提供に関しては、@PRO理事会の承認を得た上で、会員メーリングリストを使って、当委員会委員長名で提供する。

第11条（会員以外への情報提供等）

当委員会で得られた個別テーマに関する研究成果等のうち重要性があるとして会員以外へ公表する場合は、@PRO理事会承認事項とし、公表も@PRO理事長名で行う。

第12条（委員の個別意見の表明）

当委員会の委員が、例えば会員メーリングリストなどで個別の意見を表明することは妨げないが、その場合は当委員会の正式意見と誤認されないように注意するものとする。

第13条（要望のあった会員への助言等）

第4条（5）の要望のあった会員への助言等に関しては、当委員会の決議を得た上で、委員長名で助言する。ただし重要性がある場合は、@PRO理事長の同意を要する。

第14条（裁判等への関与）

原則として会員が関与する法人において裁判等の事態が生じた場合は、その内容を吟味した上で、必要な支援を行う。この場合、当委員会の委員が裁判の代理人等に就任すること

は妨げないが、それはあくまで個人の資格として行うものとする。裁判等の事態への当委員会の関与は、意見書などの提供や、打ち合わせの会議等への参加に限られる。

第15条（立法問題への関与）

当委員会は、あくまで現行法令を前提としてその正しい解釈はいかなるものかということを中心にすることを目的とする。

ただし、事態が進展して、本問題に関して新たな立法問題が生じた場合は、福祉サービス事業の法人税課税問題に関する調査研究の一環として、個別テーマとして取り上げることが妨げない。しかしその場合であっても、当委員会自らが立法問題に直接かかわることは行わない。

第16条（メーリングリスト）

当委員会の主な活動はメーリングリスト及びテレビ会議（スカイプ等）を通じて行う。ただし必要がある場合は、実際の会議を行う。

第17条（当委員会の決定方法）

当委員会が個別テーマ等の報告を行う場合等は、当委員会の過半数の賛成をもって決定する。賛否同数の場合は、委員長による。

なお、当委員会の報告等に対して反対意見があり、それに重要性がある場合は、最終報告書に少数意見として記載する。

第18条（その他）

この要綱に記載されていない事項に関しては、委員長及び副委員長が協議して決定する。ただし重要性がある場合は、@PRO理事長の同意を要する

第19条（付則）

- 1 この要綱は、2018年11月15日から実施する。
- 2 この要綱の改正は、@PRO理事会の決議事項とする。